

我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)【パブリックコメント資料】

① 条例改正の内容

- 我孫子市水道事業給水条例を改正します。(施行日:令和8年4月1日)
- 水道料金を平均で31.8%値上げ改定します。
 - 基本料金をメーター口径ごとに見直し、基本水量を廃止します。
 - 令和8年6月から上下水道の検針・料金請求を2か月に1回の実施に変更します。
 - 閉栓手数料を廃止します。

② 水道料金の改定

水道施設の更新や耐震化を進めていくためには、現行の水道料金のままでは財源が大幅に不足する見込みです。将来にわたって、安全な水道水を安定的に供給するため、必要な財源を確保できるよう料金改定を行います。

なお、今後も概ね3～5年ごとに水道料金の見直しを実施します。

○ 水道料金の改定案

基本料金(1か月あたり・税込)

メーター口径	現行料金
13mm	979円
20mm	1,166円
25mm	
30mm	
40mm	
50mm	
75mm	
100mm	
150mm	
200mm	
250mm	

基本料金(1か月あたり・税込)

改定案	差額
1,287円	308円
1,529円	363円
2,200円	1,034円
2,640円	1,474円
3,520円	2,354円
4,400円	3,234円
6,600円	5,434円
8,800円	7,634円
13,200円	12,034円
17,600円	16,434円
22,000円	20,834円

現行の料金体系ではメーター口径13mmと20mm以上の2種類で基本料金を設定しています。今回の改定では、メーター口径ごとに基本料金を設定します。

超過料金(1㎡あたり・税込)

使用水量	現行単価
1～5㎡	0円
6～10㎡	24.2円
11～20㎡	159.5円
21～30㎡	207.9円
31～40㎡	260.7円
41～50㎡	317.9円
51～100㎡	380.6円
101～1000㎡	445.5円
1001㎡以上	445.5円

従量料金(1㎡あたり・税込)

改定案	差額
33.0円	33.0円
33.0円	8.8円
203.5円	44.0円
261.8円	53.9円
328.9円	68.2円
400.4円	82.5円
479.6円	99.0円
479.6円	34.1円
445.5円	0.0円

現行の料金体系では5㎡までを基本料金の中を含む水量(基本水量)として設定しています。今回の改定では、基本水量を廃止し、1㎡から従量料金を設定します。

臨時給水料金(1㎡あたり・税込)

現行単価	改定案	差額
349.8円	479.6円	129.8円

※臨時給水料金とは、工事や受水槽の清掃等で一時的に使用した際にかかる水道料金です。

③ 2か月検針について

検針・料金請求は、毎月実施していますが、人件費等の更なる経費削減を目的として偶数月と奇数月のグループに分け、原則として2か月に1回の実施に変更します。

なお、グループ分けについては、後日ホームページ等で公表します。

○ 導入時期:令和8年6月から

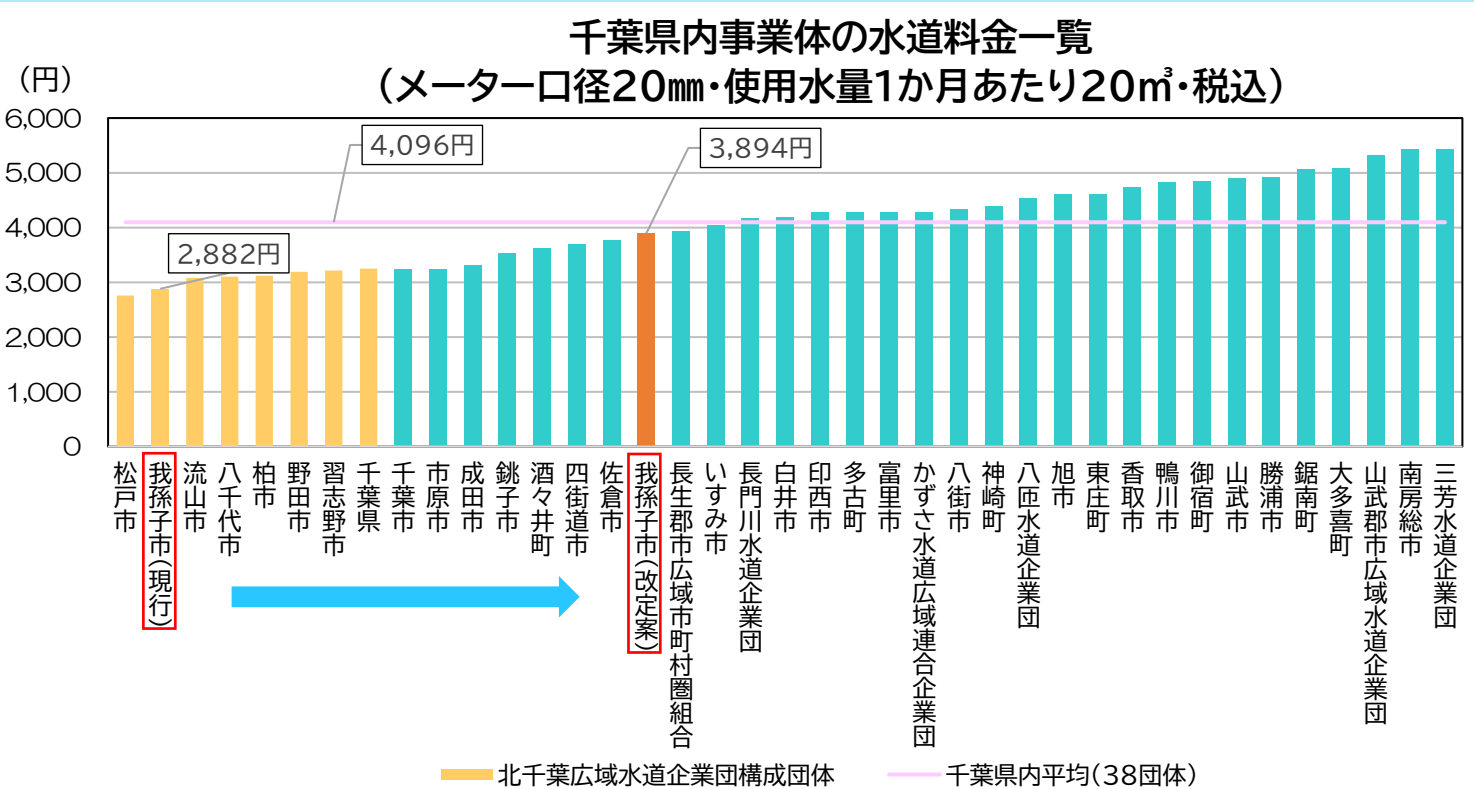
令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
偶数月	検針&請求	検針&請求	検針&請求		検針&請求		検針&請求		検針&請求		検針&請求	
奇数月	検針&請求	検針&請求		検針&請求		検針&請求		検針&請求		検針&請求		検針&請求

④ 閉栓手数料の廃止

1件あたり営業時間内500円、時間外750円の閉栓手数料を廃止します。

※閉栓手数料とは、水道の利用を中止する際にかかる手数料です。

⑤ 千葉県内事業体との料金比較(令和7年4月1日現在)



提出先・問い合わせ

我孫子市水道局 給水課 TEL 04-7184-1185
FAX 04-7184-0118

【参考】改定後の料金計算方法

お持ちの検針票(使用水量のお知らせ)で、「口径」と「使用水量」をご確認ください。(下記参照)

使用水量のお知らせ 令和 ○年 1月分

お客様番号 000000-000 道順番号 0000-000-000-00

使用者氏名
使用場所

請求予定金額※2 7,094円 内消費税等相当額(644円)

使用期間	令和 ○年12月 7日~令和 ○年 1月 6日
今回指針	1,500 m ³
前回指針	1,475 m ³
旧メータ使用水量	m ³
使用水量	25 m ³
下水道使用量	25 m ³

メータ番号 B-000000 口径 20 mm 検針日 令和 ○年 1月 6日

検針員 水道 花子

通信欄 水道管の凍結にご注意！露出した水道管には、布や市販の保温材等で覆うと凍結防止に効果があります。

上下水道料金等口座振替領収書

下記金額を指定口座から振替させていただきました。

振替日 振替金額 円 (円) 内消費税等相当額 円

使用期間	内訳	使用水量	料金	内消費税等相当額
上水道	m ³	円	円	
下水道	m ³	円	円	

我孫子市水道事業管理者 水道局長 印

次回口座振替予定日 令和 ○年 1月25日

【現行料金】	【改定案】
①基本料金(20mm) 1,166円	①基本料金(20mm) 1,529円
②超過料金(1m ³ ~5m ³)0円×5m ³ =0円	②従量料金(1m ³ ~10m ³)33.0円×10m ³ =330.0円
③超過料金(6m ³ ~10m ³)24.2円×5m ³ =121.0円	③従量料金(11m ³ ~20m ³)203.5円×10m ³ =2,035.0円
④超過料金(11m ³ ~20m ³)159.5円×10m ³ =1,595.0円	④従量料金(21m ³ ~30m ³)261.8円×5m ³ =1,309.0円
⑤超過料金(21m ³ ~30m ³)207.9円×5m ³ =1,039.5円	①+②+③+④(1円未満切捨て)=5,203円
①+②+③+④+⑤(1円未満切捨て)=3,921円	

※1 料金については、表面「② 水道料金の改定」をご確認ください。

※2 請求予定金額7,094円は、上水道料金として算出された金額3,921円と下水道使用料3,173円を合算しています。

【例①：メーター口径13mm、使用水量5m³の場合】

メーター口径：13mm → 基本料金：

メーター口径	料金
13mm	1,287円

使用水量：5m³ → 従量料金：

使用水量	料金
1~10m ³	33.0円
×5m ³	165.0円
小計 5m ³	165.0円

合計：1,452円

【例②：メーター口径20mm、使用水量16m³の場合】

メーター口径：20mm → 基本料金：

メーター口径	料金
20mm	1,529円

使用水量：16m³ → 従量料金：

使用水量	料金
1~10m ³	33.0円
×10m ³	330.0円
11~20m ³	203.5円
×6m ³	1,221.0円
小計 16m ³	1,551.0円

合計：3,080円

料金の計算方法について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

我孫子市水道局 給水課 TEL 04-7184-1185 FAX 04-7184-0118

・現行料金と改定案との差額の参考例は、下の表のとおりです。

メーター口径	13mm		20mm		25mm		50mm	200mm
使用水量イメージ	 5m³/月	 20m³/月	 10m³/月	 20m³/月	 10m³/月	 20m³/月	 500m³/月	 1,500m³/月
現行料金	979円/月	2,695円/月	1,287円/月	2,882円/月	1,287円/月	2,882円/月	207,977円/月	653,477円/月
改定後	<u>1,452円/月</u>	<u>3,652円/月</u>	<u>1,859円/月</u>	<u>3,894円/月</u>	<u>2,530円/月</u>	<u>4,565円/月</u>	<u>232,496円/月</u>	<u>708,246円/月</u>
差額	+473円/月	+957円/月	+572円/月	+1,012円/月	+1,243円/月	+1,683円/月	+24,519円/月	+54,769円/月